

盛土規制法（新法）の運用開始日前後における
宅造法（旧法）に基づく許可の取扱いについて

宝塚市では、令和7年4月1日から盛土規制法（新法）規制区域が市内全域に指定され、運用が開始されます。運用開始日前後の許可申請・工事に関して、届出、許可の取下げ、及び再申請が必要となる場合があります。そのため、本市の許可申請の標準処理期間を鑑み、**宅造法（旧法）による許可申請の受付は、令和7年2月28日(金)まで**とさせていただきます。

次の留意事項をご確認いただき、手続きを進めていただきますようご理解とご協力をお願いいたします。

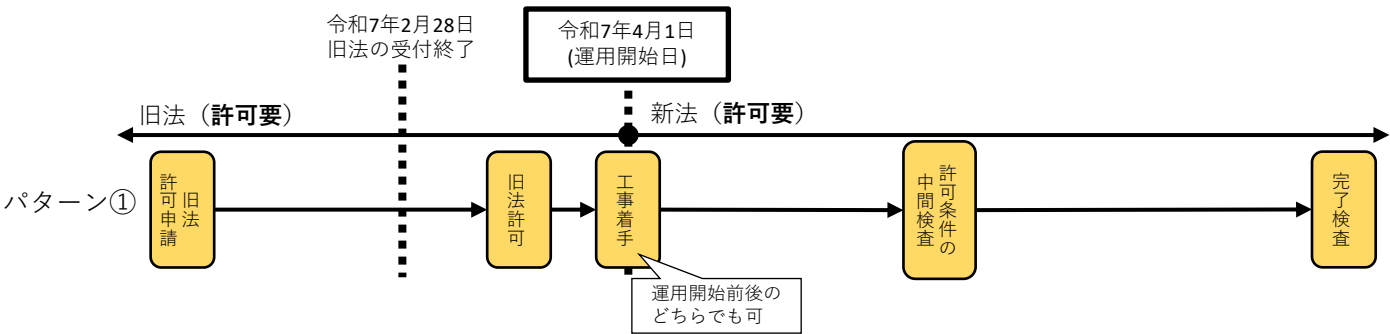
旧法で規制区域内の場合・・・下記 1、2 参照
旧法で規制区域外の場合・・・下記 2 参照

【凡例】
■：旧法に基づく手続き
□：新法に基づく手続き
□：旧法・新法に基づかない手続き

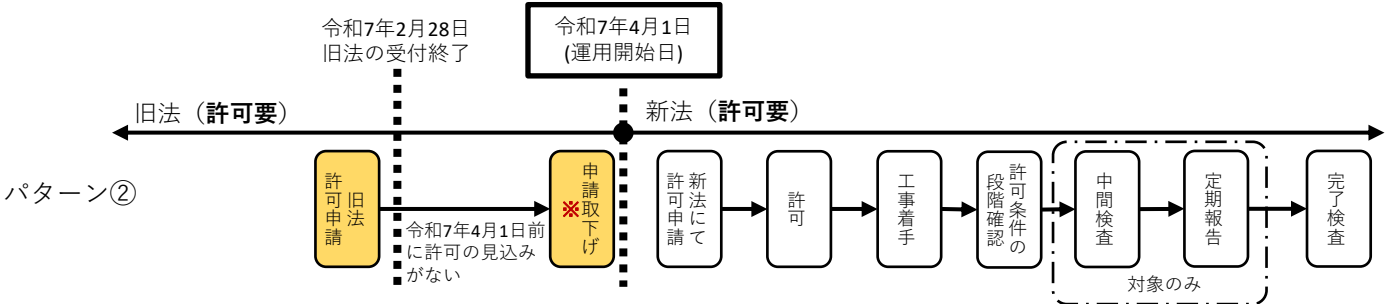
旧法：宅造法 新法：盛土規制法

1. 旧法で許可が必要な場合

(1) 令和7年3月31日までに旧法での許可が下りる場合

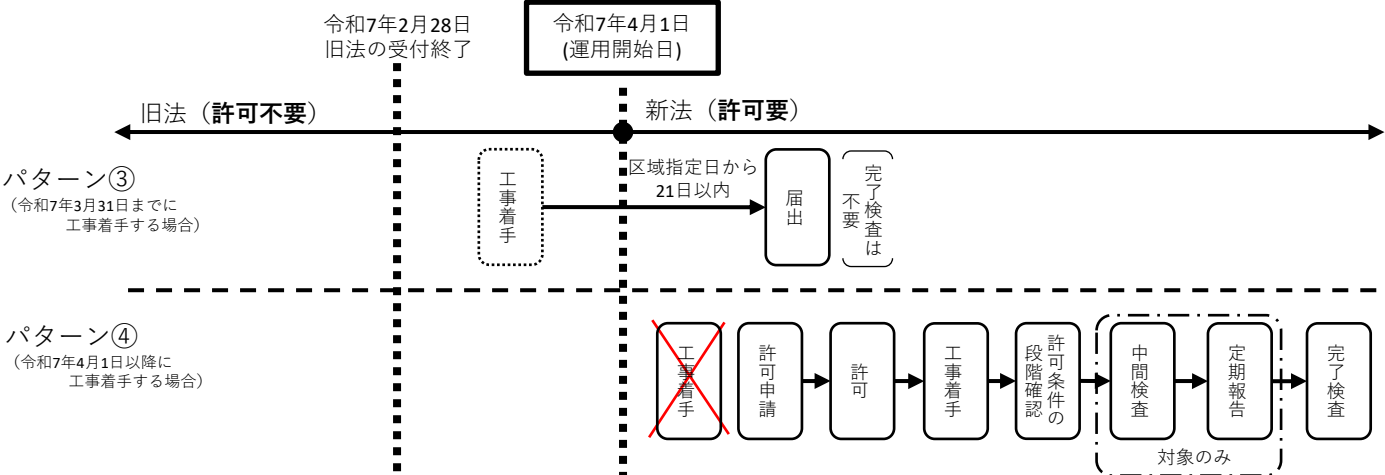


(2) 令和7年3月31日までに旧法での許可が下りる見込みがない場合



※旧法の許可申請手数料は返却されません。

2. 旧法で許可が不要であるが、新法で許可が必要な場合



※無許可工事とならないように、令和7年4月1日以降に新法の許可を受けてください。